

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----------	------	------

受付印

令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・更正 決定・再算 による。	申告年月日 年 月 日
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな) 法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	兆 十億 百万 千 円	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の 資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
道庁特別法人事業税の申告書

業 税	摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ て計算した法人税額	兆 十億 百万 千 円
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				①	
	所得金額総額 別表5③	28	兆 十億 百万 千 円			
	年400万円以下の金額	29	000		00	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000		00	
	年800万円を超える 金額	31	000		00	
	計 29+30+31	32	000		00	
	軽減税率不適用法人 の金額	33	000		00	
	付加価値額総額	34				
	付加価値額	35	000		00	
	資本金等の額総額	36				
	資本金等の額	37	000		00	
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				12	
	収入金額総額	38	兆 十億 百万 千 円			
	収入金額	39	000		00	
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				13	
所得割	所得金額総額 別表5③	40	兆 十億 百万 千 円			
所得金額	41	000		00		
付加価値割	付加価値額総額	42				
	付加価値額	43	000		00	
	資本金等の額総額	44				
資本金等の額	45	000		00		
収入割	収入金額総額	46				
	収入金額	47	000		00	
付加価値割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				24	
	付加価値額総額	48	兆 十億 百万 千 円			
	付加価値額	49	000		00	
	資本金等の額総額	50				
	資本金等の額	51	000		00	
	収入金額総額	52				
	収入金額	53	000		00	
合計事業税額(22又は23)+35+37+39+41+43+45+47+49+51+53	54			00		
事業税の特定 寄附金税額控除額	55					
仮装経理に基づく 事業税額の控除額	56					
差引事業税額 55-56-57	57	00		00		
既に前付の確定した 当期分の事業税額	58					
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	59					
この申告により前付 すべき事業税額58-59-60	60			00		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))	61					
法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額	62					
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	63					
還付請求 中間納付額	63					
決算確定の日						
解散の日						
残余財産の最後の分配又は引渡しの日						
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無					
法人税の申告書の種類	青色・その他					
この申告が中間申告の場合の計算期間						
翌期の中間申告の要否	要・否 国外関連者の有無 有・無					
還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)					

(道府県民税)

(第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙一」

署名
関与税理士名

(電話)

(特別法人事業税)

		事業年度				法人名															
(事業税)	⑥の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業								法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	兆	十億	百万	千	円	00				
		所得割	⑥④	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑤	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑦× / 100)	⑦⑧	00	
		資本割	⑥⑥						00	収入割	⑥⑦						00	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨	00	
		法第72条の2第1項第3号に掲げる事業								同上に対する特別法人事業税額 (⑦⑨× / 100)	⑧①						00				
		所得割	⑥⑧	兆	十億	百万	千	円	00	付加価値割	⑥⑨	兆	十億	百万	千	円	00	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧②	00	
		資本割	⑦①						00	収入割	⑦②						00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧②× / 100)	⑧③	00	
		法第72条の2第1項第4号に掲げる事業								法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧④						00				
										付加価値割	⑦③	兆	十億	百万	千	円	00	同上に対する特別法人事業税額 (⑧③× / 100)	⑧⑤	00	
		資本割	⑦④	兆	十億	百万	千	円	00	収入割	⑦⑤						00	合計特別法人事業税額 (⑦⑧+⑧①+⑧④)	⑧⑥	00	
		⑧⑥のうち見込納付額	⑦⑤							差引	⑦⑥							00	仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑦	00
		(この欄は斜線を入れてください)																差引特別法人事業税額 ⑧⑥-⑧⑦	⑧⑧	00	
																		既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑨	00	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑨①																	00			
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑧-⑧⑨-⑨①	⑨②																	00			
⑨②のうち見込納付額	⑨③																	00			
差引	⑨④	00																			